

給水装置工事の指定給水装置工事事業者の指定の更新

水道法(昭和32年法律第177号)第25条の3の2第1項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、千葉県企業局指定給水装置工事事業者規程第4条第2号の規定により公示する。

公示日: 令和3年12月15日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地		指定の有効期限
				名称	所在地	
第1232号	株式会社 サニックス	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目1番23号	宗政 寛	株式会社 サニックス 東京 環境衛生事業所	神奈川県川崎市 中原区下小田中 6-8-21	令和8年 9月29日
第1270号	有限会社 星野工務店	千葉県緑区誉田町二丁目21番地185	星野 正昭	有限会社 星野工務店	千葉県緑区誉田町二丁目21番地185	令和9年 9月29日
第1293号	ケージェイリビング 株式会社	船橋市芝山三丁目2番5号	岩田 吉広	ケージェイリビング 株式会社	船橋市芝山三丁目2番5号	令和9年 9月29日